

# 長野県教育委員会 伝達講習会〔特別支援教育〕

開催日：令和2年 10月7日（水）

場所：箕輪中部小学校

講師：南信教育事務所指導主事 吉澤 秀幸 先生

令和2年度 教育課程研究協議会の中止に伴う説明資料



## 特別支援教育

長野県教育委員会 特別支援教育課



### 本日の内容

- 1 小学校・中学校学習指導要領における特別支援教育の充実
- 2 特別支援学級の特別の教育課程について
- 3 特別支援学校学習指導要領における教育内容等の主な改善事項
- 4 自立活動について
- 5 児童生徒指導要録について

～特別支援教育 学習指導要領サポートブックより～

H31.3 各校に配付

以下参考ページ記載  
(サ本P〇)



本日の内容はご覧の5項目になる。1から4については、各校に配布されているサポートブックに沿って話をする。サポートブックにおける内容ページを、画面下に参考ページ数として記載してあるので、そちらを参考にさせていただくとありがたい。

### 1 小学校・中学校学習指導要領における特別支援教育の充実

- 1 児童生徒の障害の状況等に応じた指導の工夫
- 2 特別支援学級における特別の教育課程
- 3 通級による指導における特別の教育課程
- 4 個別の教育支援計画及び個別の指導計画について

サ本P14～

今回の小学校・中学校学習指導要領改定となる中で、特に次の4点が特別支援教育の充実として挙げられている。

- ①児童生徒の障害の状況等に応じた指導の工夫
- ②特別支援学級における特別の教育課程
- ③通級による指導における特別の教育課程
- ④個別の教育支援計画及び個別の指導計画に

ついて

本日はこの中で主に②について見ていく。

## 2 特別支援学級における特別の教育課程

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なものである児童（生徒）を対象とする学級であるとともに、小（中）学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小（中）学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

児童生徒の状態を考慮すると、小中学校の教育課程をそのまま適用することが適当でない場合があるので、特別の教育課程によることができると規定されています。（学校教育法施行規則第138条）



学習指導要領解説総則編（小）P108（中）P106

P18～P19

学校教育法施行規則第138条において、特に必要がある場合には特別の教育課程によることができると規定されている。

## 2 特別支援学級における特別の教育課程

### 知的障害特別支援学級

- ① 各教科の内容
  - ・下学年や知的障害特別支援学校の各教科の目標及び内容に替えることができる。
- ② 各教科等を合わせた指導
  - ・必要に応じて、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導することができる。
- ③ 自立活動
  - ・学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れる。

### 自閉症・情緒障害特別支援学級

- ① 各教科の内容
  - ・小・中学校の当該学年の各教科の目標及び内容を扱う。
  - ・必要に応じて、下学年の各教科の目標及び内容に替えることができる。
- ② 自立活動
  - ・学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れる。

P18～P19

サ本P15～P16

合わせて、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級教育課程の共通点や違いは何であるか。児童生徒の実態等を考慮の上、知的障害特別支援学級では表（スライド4）のように①～③となる。①が「各教科の内容」。下学年や知的障害特別支援学校の各教科の目標及び内容に替えることができる。②が「各教科等を合わせた指導」。必要に応じて各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導することができる。③が「自立活動」。学習上又は生活上の困難の改善と克服を目的とした「自立活動」を取り入れる。

続いて、自情障学級。こちらは、表のように二点となる。自情障学級は原則として、小中学校の当該学年の教育課程の編成を基準とする。自情障学級は、教育課程において各教科等を合わせた指導がないので、生活単元学習はない。どちらの学級も「自立活動」を取り扱うこととなっている。

## 2 特別支援学級における特別の教育課程

特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

授業時間を特設する

学校の教育活動全体を通じて行う

各教科等の指導においても密接な関連を図る

小学校・中学校学習指導要領総則：小P24、中P25～P26

サ本P15～P16

特別支援学級は障害のある児童生徒を対象として、特別に編成された学級である。小学校・中学校で設置された学級であるので、教育課程は小学校又は中学校の学習指導要領に基づいて編成されることが原則となる。しかし、児童生徒の障害の状態を考慮すると小学校又は中学校の教育課程をそのまま適用することは必ずしも適当でない場合があるので、学校

さて、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級教育課程の共通点や違いは何であるか。

児童生徒の実態等を考慮の上、知的障害特別支援学級では表（スライド4）のように①～③となる。①が「各教科の内容」。下学年や知的障害特別支援学校の各教科の目標及び内容に替えることができる。②が「各教科等を

小中学校学習指導要領にはこのように書かれている。特別支援学級における特別の教育課程では、自立活動を取り入れることと明記されている。取り入れ方としては、授業時間を特設することや、学校の教育活動全体を通じて行うことが考えられる。各教科等の指導においても密接な関連をはかることが重要である。

### 3 特別支援学校学習指導要領における教育内容等の主な改善事項

- 1 学びの連続性を重視した対応
- 2 一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実
- 3 自立と社会参加に向けた教育の充実

サ本P23～

### 3 特別支援学校学習指導要領における教育内容等の主な改善事項

#### 1 学びの連続性を重視した対応

##### ア 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

イ 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理

- \* 中学部に二つの段階を新設
- \* 小学部に外国語活動を設けることができる
- \* 個別の指導計画に基づき、小学校等の目標や内容を参考にできる

サ本P23～

ことができる等が挙げられる。

インクルーシブ教育システム推進により、障がいのある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小学校・中学校、高等学校の教育課程との連携が図られました。また、重複障害者である子どもが多く在籍している特別支援学校では、多様な障がいの種類や状況に応じた指導や支援の必要性がより強く求められます。(下図参照)

この規定は、重複障害等に関連した教育課程の取扱いで採らないことに関する規定のあり方です。

重複障害者等に関する教育課程の取扱い	
<p>児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるように、教育課程の取扱いを規定〔小学部・中学部 第1章総則 第8節〕</p> <p>知的障害者 の子供が 重複障害 者の場合</p> <p>通常の 教育課程</p> <p>障害の状態により特に必要がある場合 〔特別支援学校(知的障害)の場合を含む〕</p> <p>知的障害を合わせ て重複障 害者の場合</p> <p>重複障害者のうち、 障害の状態により特 に必要がある場合</p>	<p>知的障害者の子供が重複障害者の場合、通常の教育課程とは別に、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合、児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるように、教育課程の取扱いを規定〔小学部・中学部 第1章総則 第8節〕</p> <p>知的障害者の子供が重複障害者の場合、通常の教育課程とは別に、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合、児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるように、教育課程の取扱いを規定〔小学部・中学部 第1章総則 第8節〕</p> <p>知的障害者の子供が重複障害者の場合、通常の教育課程とは別に、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合、児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるように、教育課程の取扱いを規定〔小学部・中学部 第1章総則 第8節〕</p>

サ本P25

文部科学省「平成27年度特別支援学校の学習指導要領 改訂版」P.2

続いて、特別支援学校学習指導要領における教育内容等の主な改善事項。大きくは図のような3点となる。

一つ目は「学びの連続性を重視した対応」。

ア 重複障害者等に関する教育課程の取扱いと、イ 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容がある。中学部には二つの段階が示された。また、小学部に外国語活動を設けることができる、個別の指導計画に基づいて、小学校等の目標や内容を参考にする

これは、その連続性を図にしたものとなる。ここに記載がある通り、決して重複障害者に限定した取扱いではない。例えば、(一番左の枠)、知的障害者である中学部の生徒が評価の2段階の内容を習得し目標を達成していれば、小学校又は中学校の内容を取り入れることができる。また(左から3つめの枠)、

様々な障害等の状態から、教科等の学習が困難、又は不可能な場合には、その内容を取り扱わないことができる場合がある。しかしこの場合とは、考えられる手立てを講じても、学習が難しい場合となる。単に取り扱わなくても良いという事ではない。これまで同様(一番右の枠)、自立活動を主とした指導を行う重複障害者への教育課程の扱いとなる。学びの場の柔軟な選択の対応、学びの連続性が重要となる。

### 3 特別支援学校学習指導要領における教育内容等の主な改善事項

#### 2 一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実

##### ウ 障害の特性に応じた指導上の配慮の充実

- 【視覚障がい】空間や時間の概念形成
- 【聴覚障がい】音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達
- 【肢体不自由】体験的な活動を通じた確かな言語概念等の形成
- 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫

##### エ 自立活動の充実

6区分26項目→27項目

例:自閉スペクトラム症の子供が、周囲が騒がしく不安定になった時、活動場所を自分から変更する

学校の教育活動全体を通じて行う

サ本P26

「一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実」では、障害の状態に応じた指導の工夫と自立活動の充実が挙げられる。ウにある、視覚障害、聴覚障害など、多様な障害に応じた指導の一層の充実や、エ 自立活動以下、自己理解を深め主体的に学ぶ意欲の伸長などが含まれた。例えば、自閉スペクトラム症の子供が、周囲が騒がしく不安定になった時、活

動場所を自分から変更するといった事柄である。自立活動に関しては、教育活動全体を通じて、個に応じたねらいを意識して取り組んでいただきたい。

3 特別支援学校学習指導要領における教育内容等の主な改善事項

3 自立と社会参加に向けた教育の充実

オ カリキュラム・マネジメントの充実  
 カ キャリア教育の充実 ← 幼・小・中・高のつながりの充実  
 キ 生涯学習への配慮 ← 将来を見据えた教育活動の充実  
 ク 交流及び共同学習の充実  
 ケ 知的障害者である子供のための各教科の内容の充実

サ本P27～P35・P17(コラム)

「自立と社会参加に向けた教育の充実」については次の五点である。

- オ カリキュラムマネジメントの充実
- カ キャリア教育の充実
- キ 生涯学習への配慮
- ク 交流及び共同学習の充実
- ケ 知的障害者である子供のための各教科の内容の充実

キャリア教育に関して、幼稚部では幼児期の終わりまでに育ててほしい姿に10項目が新設されたり、当該学年の目標及び内容の一部を取り入れることができるようになったりと、幼・小・中・高のつながりの充実が図られ、生涯教育では子供達が自己実現を図るための生涯学習全般を楽しむことができるよう、将来を見据えた教育活動の充実を図ることが示された。

4 自立活動について

【目標】  
 個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

心身の調和的発達  
 教科(総合的な学習の時間) 教科 教科 教科 教科 道徳 特別活動

基盤  
 自立活動

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編(幼稚部・小学部・中学部) P48

ここで自立活動の目標を確認する。「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」である。文章中にある「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」とは、児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習場面等、様々な活動において、主体的につまずきや困難を軽減しようとしたり、障害があることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすることである。

また「調和的発達の基盤を培う」とは、一人一人の児童生徒が発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に増やすことによって、遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全体的な発達を促進することを意味している。

4 自立活動について

内容【6区分27項目】  
 個々の児童生徒に応じて選定

実態把握  
 「こういう姿になりたい」  
 「こういう姿になってほしい」

指導すべき課題の整理

目標と指導内容の設定

サ本 P48～P53

自立活動は今回の改訂によって、6区分27項目になったことはご承知の通りである。自立活動の内容6区分27項目は、全てを指導すべきものとして示されているものではない。個々の児童生徒の実態に応じて、必要な項目を選定していく。まず実態把握をし、担任と

可能な限り本人、保護者と、「児童生徒がこういう姿になっていけば良い」というイメージを持つ。次に「指導すべき課題」を焦点化していく。そして具体的な目標を設定し指導内容を決めだしていく。詳しいことは、サポートブックの50ページから53ページに、実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの作成例を紹介しているのでご確認いただきたい。

4 自立活動について

(例) 具体的な指導内容例と留意点

4 環境の把握  
(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること

ADHDのある幼児児童生徒の場合、注意機能の特性により、注目すべき箇所がわからない、注意持続時間が短い、注目する対象が変動しやすいことから、学習等に支障をきたすことがある。そこで、注目すべき箇所を色分けしたり、手で触れるなど他の感覚も使ったりすることで注目しやすくしながら、注意を持続させることができることを実感し、自分に合った注意集中の方法を積極的に使用できるようにすることが大切である。

特別支援学校教育要領 学習指導要領解説 自立活動編 (幼稚園・小学部・中学部) P75～P77

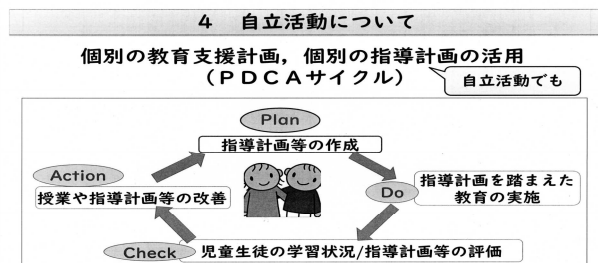
発達障害児等を支える指導・支援事例集 P135～P155

合理的配慮実践事例集 P129～P149

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編 (幼稚園・小学部・中学部) P50～P102

画面中央の枠の中をご覧ください。「ADHDのある幼児児童生徒の場合…」のように、学習指導要領自立活動編の解説には、6区分27項目の各項目で、具体的な指導内容例や留意点が細かく記載されているので、こちらを参考にすると良い。ここでは、「4環境の把握(2)の感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること」についての一

部分をご覧ください。まず画面の右側に示した「発達障害児等を支える指導・支援事例集」のワンポイント支援、「合理的配慮実践事例集」のワンポイント配慮にも具体的な事例があるので、これも合わせて参考にさせていただきたい。



自立活動の内容についても、児童生徒一人一人の個別の指導計画に位置づけ、それに基づいた指導を展開し評価する必要がある。児童生徒が熱中して活動したり努力したりすることによって、どの教科にあたり何が身についたのか、どれだけ自分らしさを発揮できるようになったのか、また様々な力を伸ばして行ったのか明らかにしていきたい。

4 自立活動について

ウィズコロナ・アフターコロナの学びの例 (自立活動編)

1 健康の保持 (関連する区分, ねらい, 内容は個に応じて)  
○健康セルフチェック  
～体温を記録して体調管理しよう～

【ねらい】  
・健康で過ごすことを意識する。  
・体温の測り方を知り、手順に沿って行う。  
・体温や体調を記録し、自分の健康状態を知る。

【内容】  
・決めた時間に体温を測る。  
・チェックシートに体温を記録して、体調チェック項目に○をする。  
・保護者チェック欄に印をもらう。

ウィズコロナ・アフターコロナの学びの自立活動としてこのような点はいかがであるか。現在多くの児童生徒は、日常的に体温を測り記録をして登校していることと思う。この毎日の体温を測ることや体調チェックを自分で行う部分を増やす、記録をすることで自分の平熱や体調を知る、変化に気づく等、主体的に体調管理を行おうとすることを自立活動に

位置づけていくことができるのではないかと。

5 児童生徒指導要録について

【小学校 自閉症・情緒障害等特別支援学級 様式3】

小学校: 令和2年度より  
中学校: 令和3年度より

個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を端的に記入  
① 指導の目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること。  
② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること。  
③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること。

【記入例】  
・タブレット端末に興味があることから、タブレット端末を活用して文字入力を行ったところ、運動会の感想を文章にすることができた。

○保護者等に対する説明責任  
○指導の継続性を担保  
○指導の記録を進学先等に確実に引き継ぐ

充実することが期待されます。

次に、指導要録についてである。こちらは小学校自情障学級用 様式3である。今回の学習指導要領改訂に伴い、特別支援学級では自立活動を取り入れることを指定されたことを受け、「自立活動の記録」の枠を設けた長野県参考様式を作成した。これまで「総合所見」及び「指導上参考となる諸事項」に記載されてきた部分が「自立活動の記録」と明確にな

ることで、保護者等に対する説明責任を果たしたり、継続した指導が行われ、更に指導の記録を進学先等に確実に引き継いだりすること等がより一層充実するものと期待される。記入については、個別の指導計画を踏まえ、以下の①から③の事項等を端的に記入する。例えば「タブレット端末に興味があることから、タブレット端末を活用して文字入力を行ったところ、運動会の感想を文章にすることができた」このような記述である。指導要録の手引きにも参考例が載っているので参考にさせていただきたい。小学校は今年度より、中学校は来年度、令和3年度より導入となる。

**5 児童生徒指導要録について**

1-2. 特別支援学校（知的障害）小学部及び特別支援学校（知的障害）中学部における各教科の学習の記録

【表】

① 評価の観点及びその趣旨

学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
低学年	日常生活に必要な知識について、その特徴を理解している。	「聞くこと」「話すこと」の場において、「読むこと」の場面において、日常生活における人と関わりの中で伝え合う力を身に付け、思いやりの心をもち、伝え合う力を高め、自分の思いや考えをまよめいている。	主体的に学習に取り組む態度
中学年	日常生活や社会生活に必要な知識について、その特徴を理解している。	「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の場面において、日常生活や社会生活において人と関わりの中で伝え合う力を身に付け、自分の思いや考えをまよめいている。	主体的に学習に取り組む態度

評価の3つの観点

特別支援学校児童生徒指導要録記入の手引P65～

児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）別紙4及び別紙5

こちらは知的障害特別支援学校小学部・中学部における、各教科の学習の記録に関する評価の観点及びその趣旨の一部である。知的障害特別支援学校においても、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の3観点で評価することになっている。なお、高等部についても同様の3つの観点で評価をする。「特別支援学校児童生徒指導要録記入の手引」65ページからを参考にさせていただきたい。

【小学校 知的障害特別支援学級・様式4】

小学校 令和2年度より  
中学校 令和3年度より

観点別学習状況を踏まえた文章記述

教科	記述内容
国語	「読むこと」「書くこと」の場面において、日常生活や社会生活において人と関わりの中で伝え合う力を身に付け、自分の思いや考えをまよめいている。
算数	日常生活や社会生活に必要な知識について、その特徴を理解している。
理科	日常生活や社会生活に必要な知識について、その特徴を理解している。
社会	日常生活や社会生活に必要な知識について、その特徴を理解している。
総合	日常生活や社会生活に必要な知識について、その特徴を理解している。
体育	日常生活や社会生活に必要な知識について、その特徴を理解している。
音楽	日常生活や社会生活に必要な知識について、その特徴を理解している。
美術	日常生活や社会生活に必要な知識について、その特徴を理解している。
外国語	日常生活や社会生活に必要な知識について、その特徴を理解している。
道徳	日常生活や社会生活に必要な知識について、その特徴を理解している。
特別活動	日常生活や社会生活に必要な知識について、その特徴を理解している。

教科等毎の記載枠を線で区分

自立活動

こちらは小学校知的障害特別支援学級・様式4である。自情障学級同様、自立活動の記入欄がある。教科等毎の記載枠を線で区分している。教科等を合わせた指導形態による指導の流れでどのような力が身についたのか指導の過程及び結果を教科毎に記載する。教科等毎の記述は、個別の指導計画における可能性の芽や教育課題、指導の内容を踏まえて端的

に記述する。また観点別学習状況を踏まえて、どのような知識・技能が身についたか、どのように思考・判断・表現していたか、どのような態度で取り組んでいたかを端的に文章記述する。ご覧いただいているのは記入例である。「指導要録記入の手引」に載っているので参考にさせていただきたい。